

飯坂クリーンサイト第2期事業に係る環境影響評価方法書 に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 対象事業実施区域及びその周辺地域は、カスミザクラ - コナラ群落等の半自然林が主体であり、猛禽類や両生類等の生息も確認されていることから、改変が及ぼす影響について適切に予測及び評価するとともに、餌動物の生息場所の確保、水域の連続性や水路の構造、希少な動植物の保護、植生の管理など、自然環境の保全に配慮する事項を具体的に示すこと。

(2) 対象事業は、既存の廃棄物埋立地に隣接し、第1期事業と比較して規模が大きくかつ長期にわたる計画となっていることから、既存埋立地を含めた一体的な事業の実施に伴う影響について、予測及び評価を行うこと。

また、施設の規模の必要性について明らかにするとともに、工期を分割した場合の予測及び評価を行い、より環境負荷の少ない工事工程等についても検討すること。

(3) 事業計画の立案、環境保全措置の検討に当たっては、第1期事業の工事及び稼働の実績、環境監視結果を積極的に活用し、埋立廃棄物の構成比、浸出水の水質、浸出水処理施設の能力等に反映させること。

また、浸出水量等の算定根拠となる降水量、浸出係数及び流出係数については、現地観測結果や気象文献等を適切に用いるとともに、設定の根拠と妥当性を示すこと。

(4) 遮水工及び漏水検知システムについては、第1期事業からの変更点を明確にするとともに、その選定理由を示すこと。

また、浸出水処理施設等の概要、地下水等の環境監視計画、埋立処分終了後を含めた維持管理計画についても、より具体的に示すこと。

(5) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直し、その結果に基づき調査、予測及び評価を追加して行う等適切に対応すること。

2 項目について

(1) 工事関係車両及び工事用建設機械の影響が懸念されることから、「工事の実施」に「窒素酸化物」、「粉じん等」を環境影響評価項目として追加すること。

(2) 対象事業実施区域の周辺においては、地下水を利用している民家等があることから、「最終処分場の存在」に「地下水の水位」及び「地下水の流れ」を、「廃棄物の埋立」に「地下水の水質」を環境影響評価項目として追加すること。

なお、地下水の予測に当たっては、帯水層の分布、流向、季節変動を適切に把握するとともに、対象事業の実施による変化についても明らかにすること。

(3) 第1期事業の埋立開始前の地下水調査において、ダイオキシン類が検出されたことがあることから、「土壌」を環境影響評価項目として追加すること。

(4) 造成工事における斜面崩壊及び長期間の廃棄物の埋立てに対する地盤の安定性に懸念があることから、「地形及び地質」、「地盤」を環境影響評価項目として追加すること。

(5) 浸出水処理施設から発生する汚泥について、性状と発生量を示すとともに、「廃棄物の埋立」に「廃棄物」を環境影響評価項目として追加すること。

なお、予測及び評価に当たっては、第1期事業及び対象事業の埋立処分終了後に発生する汚泥についても検討すること。

3 手法について

(1) 対象事業の工事及び廃棄物の埋立てが既存埋立地への埋立てと並行して行われる可能性があることから、影響要因が重なる場合についても予測及び評価を行うこと。

(2) 大気質については、周辺の地形を踏まえ当該地域の気象特性を適切に把握するとともに、各項目の調査地点を適切に設定して、調査、予測及び評価を行うこと。

また、埋立地のガス抜き管から放出されるガスの影響が懸念されることから、予測対象として追加すること。

(3) 造成中の裸地から発生する粉じん等については、定量的な予測を行うこと。

なお、造成計画については、裸地の出現面積及び期間を最小限にするなど、粉じん等の発生、濁水及び土砂等の流出を防止するための措置を示すこと。

- (4) 騒音及び振動については、敷地境界における工事の影響を把握するため、適切な予測地点を選定すること。
また、道路交通騒音及び振動の予測地点の選定根拠を明確に示すこと。
- (5) 悪臭については、浸出水調整池、埋立廃棄物の分解等からの発生が考えられることから、予測対象として追加し、定量的な予測を行うこと。
- (6) 水環境については、埋め立てる廃棄物の種類、既存施設の処理実績、放流先の利水状況及び水生生物の生息・生育状況を考慮し、塩化物イオン、アンモニア性窒素、プラスチック可塑剤及び関係法令に定められた項目等を適切に選定し、定量的な予測及び評価を行うこと。
なお、雨水排水及び底質の有害物質についても予測及び評価の対象とすること。
- (7) 動物、植物及び生態系については、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査範囲、期間、時期、方法等を適切に設定すること。
なお、調査に当たっては、「ふくしまレッドリスト」に該当するコウモリ類、コケ類等も対象とすること。
- (8) 景観については、現在建設中の東北中央自動車道からの眺望を考慮するなど、適切な眺望地点を選定すること。
- (9) 廃棄物等については、伐採木の発生量とその処理方法等について具体的に示すこと。

4 その他

- (1) 上記 1 から 3 の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、上記 1 から 3 の内容を踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすい表現とすること。